

令和元年度袖ヶ浦市青少年問題協議会

1 開催日時 令和2年1月29日（水）午後2時開会

2 開催場所 市役所旧館3階大会議室

3 出席委員

会 長	粕谷 智浩	委 員	生方 和義
副会長	御園 朋夫	委 員	小島 直子
委 員	田所 公司	委 員	市原 義雄
委 員	大坪 邦夫	委 員	田中 雪夫
委 員	山崎 剛	委 員	尾高 文男
委 員	若林 洋子	委 員	江崎 智美
委 員	石井 俊一	委 員	征矢 真理子
委 員	鈴木 大介	委 員	内藤 一恵

4 委員以外の出席者

千葉県環境生活部 消費者センター
所長 道上 みゆき
消費生活相談員 前野 春枝

5 出席職員

生涯学習課課長	小阪 潤一郎
生涯学習課 社会教育班長	浦邊 宜文
〃 副主幹	小川 修也
〃 副主査	佐野 友章
〃 主任主事	宮澤 彩花

6 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5 人
傍聴人数	0 人

7 講義

テーマ「青少年を取り巻く消費者問題の現状について」

講 師 千葉県環境生活部 消費者センター

所長 道上 みゆき

消費生活相談員 前野 春枝

道上所長

本日はよろしく申し上げます。先日、千葉県では台風や大雨の人的被害をうけて、1日も早い復興をと取り組んでいるところでございますが、ご協力いただいた皆様には厚く御礼申し上げます。

私事ではございますが、平成25年度に環境生活部県民生活・文化課の子ども若者育成支援室にて室長を務めておりまして、今回このお話を頂いたときに、非常に懐かしく不思議な縁を感じました。

消費者センターでございますが、千葉県下全市町村に消費者相談窓口がございまして、相談業務にあたっております。当センターでは賢い自主的な消費者を育てるということで、様々な講座を各地で行っており、また情報提供も随時行っています。本日は数多くの相談事例の中から、青少年が被害に遭う事例の紹介や、その傾向にういてお話させていただきます。

前野相談員

今回はこのような貴重なお時間をいただきありがとうございます。消費者センターは、普段から青少年に限らず、あらゆる年代層の方々からの相談を受け、皆様が自己解決できるように、私たち相談員が助言をさせていただきます。ただ、強引な事業者等が相手に自己解決が難しい場合に、斡旋という形で間に入ってトラブルの解決を目指すというものです。本来、消費者と事業者の関係というのは対等ではあるのですが、情報力・交渉力において大きな差があります。それをこういった消費者センターが斡旋に入って解決に導くという役割があります。さらには、情報提供という形で、相談が寄せられた事例の周知を図るというようなことを、プライバシーに配慮した形で行っております。それでは、資料に従って説明させていただきます。

(以下、資料により説明)

8 報告および情報交換

(1) 木更津警察署管内の青少年犯罪の現状について

田所委員

令和元年中の木更津市、袖ヶ浦市における少年犯罪の現状ですが、14歳以上の犯罪少年、14歳未満の非行少年および、犯罪までに至らないが将来至るおそれのあるぐ犯少年について申し上げます。まず犯罪少年は34人となっていますが、これは例年に比べて23人減少となっています。かなり少年犯罪が減ってきていると言えます。ちなみに34人の罪種別の内訳になりますが、うち25名が刑法犯であり、おもに窃盗や傷害などがあります。残りの9名についてはいわゆる軽犯罪法や青少年育成条例違反、珍しいものと廃棄物処理法違反があり、刑法以外の犯罪を行った者になります。

先ほども申しましたように、今年度は昨年度と比べて、少年犯罪の数は減っている現状にあります。

では、一方で不良行為少年の補導状況であります。昨年一年間で244名の児童を補導しております、こちらについても前の年と比べて、98人減少ということで、

減少率で見ますと約3割減少となっており、非常に良好な状況であると思われます。

この補導の内訳で申しますと、一番多かったのは喫煙ということで73件、次に多かったのは深夜徘徊で55件、それに続いて飲酒が47件で、この三つで大半を占め、喫煙と深夜徘徊につきましては、こちら大幅に減少していて、喫煙は64件減少、深夜徘徊については55件減少で約半分となっております。

次に、学生別で申し上げますと、高校生の補導件数は全部で70人で、うち15名が女子でした。前の年に比べますと、89名減少となっております。昨年は高校生の補導が非常に減ったということが言えます。中学生につきましては、47名となっており、うち17名が女子となっております。こちらについては、昨年度と比べますと35名増となっております。小学生については補導人数が13名、うち女子は1名となっており、前年と比べますと11名増と大幅に増加しております。このように、高校生の補導件数は大幅に減少している中で、小中学生の補導が増えてきているところを見ますに、非行の実態が低年齢化していることが見受けられます。

昨年の犯罪状況につきましては、以上で報告を終わらせていただきますが、せっかくの機会ですので、今後の青少年の指導について御参考にしていただきたい点を申し上げます。先ほども消費者センターの方からお話がありましたように、現在の青少年を取り囲むSNS等の犯罪トラブルというのが、劇的に増加している状況にあります。特に女子児童が被害者となる、いわゆる福祉犯罪というのが増加している状況にあります。ただ、その背景につきまして、児童自らがいわゆる「パパ活」と称して援助交際を自分から求めにいつている実態も少なくありません。SNSのツイッターやインスタグラムを利用して、実際に顔も知らない相手と会う約束をし、実際に会ったところ、そのままホテル等に連れ込まれて、性犯罪被害に遭う。あるいは、そのまま逮捕、監禁、誘拐などに発展し、最悪の場合、殺人に発展する場合も少なくありません。最近のケースとしては、大阪の小学校6年の女子児童はツイッターで知り合った栃木県在住の35歳の男性に誘拐されて監禁されるという事件が発生しました。これはまさにSNSの利用犯罪の典型であると言えます。他にも多くなっているのは、顔も知らないネットで知り合った大人から、裸の写真を撮影して送ってほしいと求められて、これに応じて送ってしまうという、いわゆる児童ポルノ法違反のケースがあり、この被害者が実は小学生の女子児童が増えてきております。これはやはり、児童のネットに対する知識の低さや警戒心の薄さというところが、発生の原因の一つに上げられると思われます。こういった状況から、すでに色々な機会において日ごろから児童等に対してご指導していただいているところだとは思いますが、改めてネットの世界には悪意を持った人が大勢いるということを教えていただきたいと思います。ネットの向こう側にいる顔の見えない相手の言葉は簡単に信用してはいけません。さらには、一度サイバー空間にアップされてしまった情報は二度と消せない。ネットに投稿した文書や画像は残り続けるものであると。他にもネットいじめの問題になっていますが、SNSに投稿した何気ない文章や動画画像が特定され、情報の漏洩あるいはトラブルに発展する場合があるということで、SNSの怖い部分をぜひ子どもたちに教えていただきたいと思います。

（２）小、中、高等学校の現状と課題について

若林委員

市内小学校 7 校について、児童は落ちついて学校生活を送っております。先週と今週で縄跳び大会や授業参観を行い、その後は学力テストに向けて勉強に励んでいるところです。また、9 月・10 月には台風や大雨による被害で修学旅行の行先が変更になったり、宿泊学習が 2 泊から 1 泊にかわったりとの対応がありましたが、どの学校も子どもたちのためにスムーズに実施することができました。

生徒指導につきまして、いくつかお話をいたします。不登校児童について、昨日生徒指導会議がございまして、小学校の方では早期発見や学習面での支援が大事であること、また学級担任に任せるだけでなく、組織的な対応をしていき「あなたのことは大切に思っているよ」ということで、どの学校も不登校を減らそうとしているところです。ただ、実際には不登校の生徒がどの学校にもいるということです。

また、いじめ関係につきましては、未然防止、未然予防にと心掛けております。いじめはいつでもどこでも誰でも起こりうるという観点から、一人一人をよく見て取り組んでいるところです。子どもたちのアンケートを行いますと、悪口とか嫌なことを言う、冷やかしのからかいがもとであったりするようです。それらを保護者から、担任からの発見で、それぞれの学校で取り組んでいるところです。

登下校の安全については、地域の方々のおかげで、市内の事故件数等も減っているということを聞いています。学校では交通ルールの見直しですとか、自分の身は自分で守る、複数での下校、防犯ブザーの使用、子ども 110 番の周知であったり、学校安全メールの活用など、登下校の安全についても一生懸命取り組んでいるところです。

また、先ほど学力テストに向かって頑張っていると申し上げましたが、調べ学習でも 2 月に表彰がありまして、袖ヶ浦市でも表彰を受けた児童がいました。そういった意味でも頑張っている現状です。

山崎委員

中学校 5 校、文武両道を指針としまして、各学校が子ども達と一緒に活動しているところです。実は自分はずっと市原市から昨年度、袖ヶ浦市に異動してきましたが、君津市や袖ヶ浦市の文武両道とか体育と勉強の両立ということが有名でありまして、市原市にいたるときから勉強したいなと思い、袖ヶ浦市に参りました。特に一つを上げれば、清掃時体育という取り組みがありまして、清掃時に学校を半部に分けて、清掃する生徒と運動をする生徒に分かれて活動することにしています。計画的に体を動かすことをしていくことと、清掃についても一つは縦割りで 1 年生から 3 年生までの間で、1 年生は 2 年生が、2 年生が 3 年生というように、指導もできるようになっており、清掃もきちんとできるようになっています。市原市にいたるときからこの話はきいておりましたが、実際にはいってみても素晴らしいなと思います。これからも生かしていきたいと考えます。

また、先ほどもお話のありあましたネットについては、今月中旬に新入生説明会を

行いまして、入学予定の小学校6年生に、警察などの専門の方に来ていただいて、スマホの使い方についての講習会を開いております。そういった中で聞いておりますと、小学校6年生の70パーセントくらいが持っている、そして中学校に入ったら、80パーセント、90パーセントになってくると思います。また、中学生になりますと、塾の送り迎えもありますので、そういった理由からも、中学生のスマートフォン等の所持率は高いものとなっています。それを考えますと、一つはスマートフォン中毒ではないですが、スマートフォンのやりすぎで生活のリズムが崩れ、それが不登校につながるということもあります。なかなかこういったことは、中学校の中で指導はしますが、24時間付いているわけではないので、指導しきれない部分であります。これはご家庭の中で、きちんとルールを作って、生活リズムを作ってもらおうというので、そういった教室を行っているところでもあります。また、先程警察の方からもありましたような、ネットの犯罪についてですが、非行については、現在は落ち着いているものと認識し、一時期の暴力的なことは、どこの学校も無くなってきたものと考える一方で、ネット犯罪については、学校の中ではネットを使って呼び出されてというようなことがありました。これらは、大人がきちんと話をして分らせることが大事だと考えます。現場の中で子どもたちと寄り添って、子どもたちが安全に過ごせるような環境にしていきたいと考えております。今後とも御協力のほど、よろしくお願いいたします。

大坪委員

(資料により説明)

なお、今後についての補足ですが、助成金により私立高校も公立同様に無償化になるということで、公立高校は施設等において不利な状況となりますが、負けなように中身で勝負しなければいけないという危機感をもっています。頑張りますので、皆様のご支援よろしくお願い致します。

小島委員

ただいまご報告いただいた内容からは外れるかもしれませんが、社会福祉協議会において、地域で子ども達をささえる活動というのを行っていますが、先日の土曜日に反省会をした折に、中学生の孫がストーカーに遭ったという話を聞きまして、この場でその話をしておこうと思っていました。例えば、そういった話があった場合、学校ではどのように保護者とか、子ども達に伝達されるのか、お聞かせください。

鈴木委員

学校の方は、そういった情報が生徒や先生、あるいは保護者様々なルートでそういう情報が入った場合には、すぐに学校教育課の方に情報を頂けるような連絡体制を整えています。私どもに情報が入りましたら、子育て支援課や警察、児童相談所などと、密接に連携し、かなり素早い段階で情報共有ができるようになっています。

お話にありましたストーカーのような、犯罪に該当するような案件については、学校

の指導の範疇を超えておりますので、すぐに先ほど挙げたような関係機関と共通理解のもと、安全確保について警察の御指導のもとで動いたり、警察のほうで捜査なりパトロールなりの対応をお願いするようなことになります。また、所管している総合教育センターのほうで、スクールカウンセラーを2名雇用しておりまして、そのようなことが聞こえてきた場合には、登下校を含めてパトロールを重点的に行ったり、地区住民会議の皆様に一層のご協力をいただくようなことになります。

田中委員

先ほど、不登校という話がありましたが、現在小中学校でどれほどの数の子どもたちが不登校になっていますか。

若林委員

小学校ですと、昨日開催された生徒指導会議の資料によるものですが、30日以上欠席者が平成30年度は47名、今年度は今現在で23名となっています。今年度については、これ以上多くならないように努力を重ねていきたいと思えます。

鈴木委員

小学校については、割合でいいますと、全体の1パーセント程度となっており、中学校については3パーセントに行かない程度となっています。中学校の方はここ3年くらいで減少傾向となっていますが、小学校の方が増加傾向となっています。かつては中学校のほうで圧倒的に多かったのですが、それが減ってきました。様々な問題が低年齢化といわれる中で、不登校それ自体が問題かどうか難しいところですが、そういった点も含めて低年齢化が進んでいるようなところが見受けられます。

(3) 令和元年度青少年健全育成事業の実施状況について

ア 青少年相談員連絡協議会事業

江崎委員

(資料により説明)

イ 子ども会育成会連絡協議会事業

征矢委員

(資料により説明)

ウ 青少年育成袖ヶ浦市民会議

佐野副主査

(資料により説明)

エ 放課後子ども教室

宮澤主任主事

(資料により説明)

オ そでがうらわんぱくクエスト事業

小川副主査

(資料により説明)

閉会 午後4時40分

令和元年度袖ヶ浦市青少年問題協議会

次 第

日 時 令和2年1月29日(水)
午後2時～午後3時30分
場 所 市役所旧館3階大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 委員自己紹介

4 講 義

テーマ 「青少年を取り巻く消費者問題の現状について」

講 師 千葉県環境生活部 消費者センター

所長 道上 みゆき 氏

消費生活相談員 前野 春枝 氏

5 報告及び情報交換

(1) 木更津警察署管内の青少年犯罪の現状について

(2) 小、中、高等学校の現状と課題について

(3) 令和元年度青少年健全育成事業の実施状況について

ア 青少年相談員連絡協議会事業

イ 子ども会育成会連絡協議会事業

ウ 青少年育成袖ヶ浦市民会議

エ 放課後子ども教室

オ そでがうらわんぱくクエスト事業

6 その他

7 閉 会

4 講義

青少年を取り巻く消費者問題の現状について

This image shows a single page of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are approximately 20 lines visible. The paper has a slightly textured appearance with some minor speckling or noise, possibly from the scanning process. There is no handwriting or other markings on the page.

5 報告及び情報交換

(1) 木更津警察署管内の青少年犯罪の現状について

This image shows a single sheet of white paper with horizontal dashed lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

(2) 小、中、高等学校の現状と課題について

This image shows a single page of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are approximately 20 lines visible. The paper has a slightly textured appearance with some minor speckling or noise, typical of a scanned document. There is no handwriting or other markings on the page.

This image shows a full page of a worksheet designed for handwriting practice. It features approximately 20 horizontal dashed lines spaced evenly across the page, providing a guide for letter height and placement. The background is plain white, and there are no other markings or text present.

令和元年度袖ヶ浦市青少年相談員連絡協議会の主な事業

月 日	事業名	事業内容	事業場所
4.14(日)	委嘱状交付・感謝状贈呈式	第20期青少年相談員委嘱状交付及び第19期感謝状贈呈	市役所
5.16(木)	第1回代議員会議	H30年度事業報告・R1年度事業計画、課題研修会について	市役所
5.26(日)	第1回定例会議	H30年度事業報告・H31年度事業計画、課題研修会について	根形公民館
6.19(水)	第2回代議員会議	子どもスポーツ大会について	市役所
7.6(土)	青少年健全育成推進大会	大会への参加	市民会館
7.7(日)	第2回定例会議	子どもスポーツ大会について	平川公民館
	子どもスポーツ大会抽選会	ドッジボール組み合わせ抽選会	
夏休み 期間中	夏季愛のパトロール	地区住民会議協力 非行防止の啓発	市内全域
7.27(土)	第48回子どもスポーツ大会	ドッジボール大会	臨海スポーツセンター
11.28(木)	第3回代議員会議	ふれあいフェスティバル・視察研修等	市役所
12.8(日)	第3回定例回	ふれあいフェスティバル・視察研修等	長浦公民館
1.12(日)	成人式	事業協力	市民会館・各公民館

【千葉県青少年連絡協議会・君津地区青少年連絡協議会関係】

月 日	事業名	事業内容	事業場所
6.16(日)	君津地区青少年相談員 基本・課題研修会	事例発表、講演	市民会館

イ 子ども会育成会連絡協議会事業

令和元年度 袖ヶ浦市子ども会育成会連絡協議会事業報告

【活動の目的】

子ども会は同じ地域に住む様々な年齢の子どもたちで組織されたもっとも身近な地域集団です。「遊び」を中心とした活動をとおして、自主性や社会性など、将来たくましく生きていくために必要な心と体の能力を身につけていくことを目的としています。

【主な活動内容】

事業名 第48回袖ヶ浦市子どもスポーツ大会 （青少年相談員と共催のため省略）

事業名 子ども会ジュニアリーダー育成キャンプ

開催期日 8月4日より6日まで

会場 君津亀山少年自然の家

事業名 市中央キャンプ大会

開催期日 8月18日より20日まで

会場 鹿野山少年自然の家

事業名 第30回袖ヶ浦市「房総子どもかるた」大会
台風被害のため中止

事業名 第31房総子どもかるた千葉県大会
台風被害のため中止

【成果】

今年度は台風被害により、房総子どもかるた大会が実施できなかったが、キャンプ等のイベントを通じて、子ども達の異年齢交流を図ることができた。

令和元年度袖ヶ浦市子ども会育成会連絡協議会の主な事業

月 日	事業名	事業内容	事業場所
4.6(土)	J・L・C総会	H30年度事業報告、 R1年度事業計画等について	平川公民館
～4.8(日)	支部総会	H30年度事業報告、 R1年度事業計画等について	各公民館
4.13(土)	理事会	総会事前打ち合わせ(新旧)	根形公民館
4.21(日)	総会	H30年度事業報告、 R1年度事業計画等について	平川公民館
5.18(土)	県子連総会	県通常総会	県スポーツセンター研修所
6.2(日)	子ども会育成者講習会 君津地方支部総会	四市育成者講習会	富津市立飯野小学校・公民館
6.16(日)	定例会	子どもスポーツ大会、 市子どもかるた大会等について	平川公民館
7.6(土)	青少年健全育成推進大会	事業参加	市民会館
7.6(土)	理事会	中央キャンプ、宿泊研修会等について	根形公民館
7.7(日)	子どもスポーツ大会抽選会	トーナメント等抽選会	平川公民館
7.27(土)	第48回子どもスポーツ大会	ドッジボール大会	臨海スポーツセンター
8.4(日) ～6(火)	ジュニアリーダー宿泊研修	ジュニアリーダーとしての技術の習得	君津亀山少年自然の家
8.18(日) ～20(火)	市中央キャンプ大会	キャンプ	鹿野山少年自然の家
8.24(土)	理事会	市子どもかるた大会等について	根形公民館
11.18(土)	理事会	育成者スポーツ大会役割分担	根形公民館

ウ 青少年育成袖ヶ浦市民会議

1. 青少年育成袖ヶ浦市民会議

青少年の健やかな成長は、袖ヶ浦市民みんなの願いであり、青少年にとって最も身近な生活の場である地域において、育成活動を行なうことが基本であるといわれています。そのような状況の中、住民を主体に地域ぐるみで青少年の健全育成活動に取り組むため、昭和53年に県のモデル地区として「青少年育成袖ヶ浦市民会議」が発足しました。

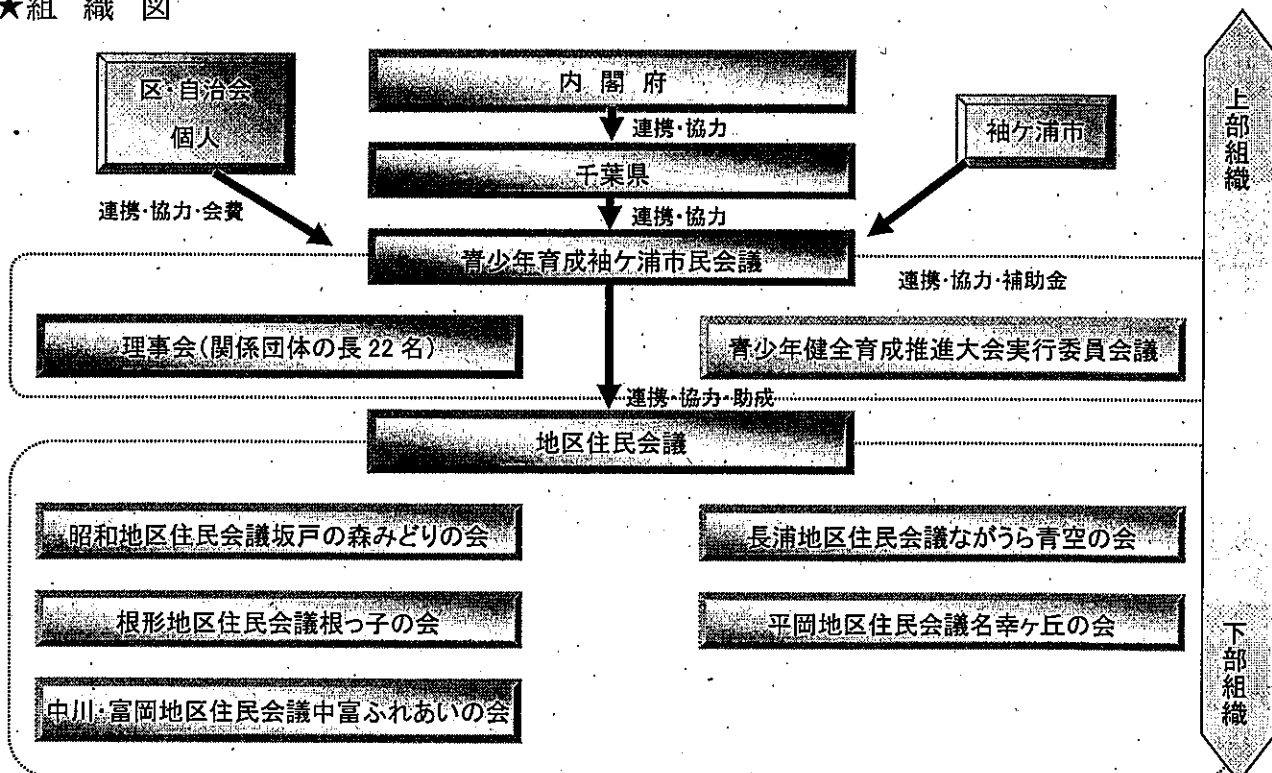
また、平成14年にはより地域に根ざした活動を行うために、青少年育成袖ヶ浦市民会議の下部組織として、市内5地区に「地区住民会議」が発足しました。

★設立年月日 昭和53年(1978年)12月8日(設立38年目)

★構成団体 22団体

社会教育委員、自治連絡協議会、青少年相談員連絡協議会、子ども会育成会連絡協議会、君津地区保護司会袖ヶ浦支部、スポーツ推進委員協議会、ガールスカウト育成会、小中学校長会、サッカー協会、レクリエーション協会、公民館運営審議会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、ボーイスカウト育成会、PTA連絡協議会、少年野球連盟、君津地区更生保護女性会袖ヶ浦支部、坂戸の森みどりの会、ながうら青空の会、根っ子の会、中富ふれあいの会、名幸ヶ丘の会

★組織図



2 地区住民会議の活動

(1) 子ども安全パトロール（全地区）

児童の登下校時間に合わせ、オレンジ帽子をかぶって買い物や散歩をしながらパトロールを行い、児童生徒の安全確保を図っている。

(2) 夏季愛のパトロール（全地区）

夏休み期間中に青少年関係団体と協力してパトロールを行い、青少年の見守り・非行防止に取り組んだ。また、危険個所の確認を行った。

(3) 通学合宿

小学生が公民館に宿泊し、共同生活をしながら学校に通う事業を実施した。

市民会館・長浦公民館 台風により中止 平岡公民館 7/7～7/9

根形公民館ねこまる宿泊体験 8/22～8/23

(4) デイキャンプ

飯ごう炊さんやキャンプファイヤー等、非日常的な体験の場を提供した。

長浦公民館 7/15 根形公民館 8/21 富岡分館 8/17

3 青少年健全育成推進大会

目 的 次代の担い手である青少年健全育成が、真にその成果を発揮するためには、地域における住民の日常的な育成活動が活発に行われることが必要である。このため、青少年関係機関、団体等の関係者をはじめ一般市民の参加を求めて、青少年健全育成推進大会を開催し、市民各層の青少年育成運動に対する理解と自覚と積極的参加を促進するために開催した。

日 時 令和元年7月6日（土）13時から

場 所 市民会館大ホール

参加数 452人

内 容 (1) 袖ヶ浦市青少年育成者感謝状贈呈

(2) 実践発表 奈良輪らっキー隊（お話ボランティアグループ）

(3) 大会宣言 - 袖ヶ浦市子育ての提言 -

(4) 記念講演（市民三学大学講座）

演題 「言葉の責任 ネットの被害者・加害者にならないために」
～命の大切さ、人生の大切さ、あきらめない心～

講師 スマイリーキクチ 氏（タレント）

【成果】

下部組織である地区住民会議が青少年相談員、子ども会と連携し、子どもたちに異年齢による体験や交流活動の機会の提供や、子ども安全パトロールを実施し、地域全体で子どもを育む環境づくりの推進を図ることができた。

エ 放課後子ども教室

令和元年度「放課後子ども教室」報告

1 放課後子ども教室とは

小学校区において、放課後や長期休業中等に小学校の余裕教室等を利用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、体験・交流活動等を実施する。これらの活動を通じて、子どもたちの社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに地域社会全体の教育力の向上を図り、地域の活性化や子どもが安心して暮らせる環境づくりを推進する。

【目的】

- | |
|----------------|
| ① 安全な活動場所作り |
| ② 体験活動 |
| ③ 異学年の交流 |
| ④ 地域住民の交流、学校理解 |

2 市内実施状況

- ・昭和小学校「もりのこクラブ」 平成20年度～（12年目）
長浦小学校「あそボラ!!やかたっ子広場」 平成25年度～（7年目）
⇒年間24回（月2回程度）、木曜日に1～2時間程度実施

根形小学校※試行実施 令和元年度～（1年目）
⇒年4回（7・9・11・1月）、木曜日に1～2時間程度実施

- ・放課後帰宅せずに、スタッフ等が見守る中で、学校の体育館やグラウンド等で自由あそびを中心に活動する。

3 成果と課題

地域住民と子どもの交流を図りながら、子ども達へ放課後の安全・安心な活動場所を提供することができた。

放課後子ども教室を含めた「地域学校協働活動」について、市の今後の方針の検討が必要。

【袖ヶ浦市放課後子ども教室の特徴及び実績】

	昭和小「もりのこクラブ」	長浦小「あそボラ!!やかたっ子広場」	根形小学校放課後子供教室
組 成	元学校教職員 元PTA役員 保護者、地域住民 ほか	保護者、元PTA役員 ボランティア講座受講生 地域社会教育団体の指導者 ほか	保護者、地域住民 ほか
運 営 組 織	コーディネーター 2人 協働活動サポーター 7人	運営委員長 1人 コーディネーター 2人 協働活動サポーター 5人	
プ ロ グ ラ ム	＜共通＞時間：下校から1時間程度（下校時刻・季節により変動）		
	(児童) 主事業：自由あそび (自習スペース有) ※季節行事を実施（七夕飾り、 ミニ運動会、ゲーム大会、クリ スマス会等）	(児童) 主事業：自由あそび (自習スペース有) (ちょいボラ健康講座) 14:45～16:00 講座内容：ハーモニー体操・ヨガ	(児童) 主事業：自由あそび ※プラズマカー、レクリエー ション、シャボン玉遊び等
会 場	昭和小学校 体育館・運動場	長浦小学校 運動場（児童） 体育館（ちょいボラ講座）	根形小学校 体育館・運動場
安 全 管 理	＜共通＞ ・活動中、子どもを見守りながら活動を見回る。 ・定期的な救命講習の受講や事故発生時のマニュアルを作成し、傷病者が出た際に備えている。 ・活動中の怪我等に関して年間保険契約を行っている。		
実 績	※12月末時点		
	・123人登録 16回実施 (延べ1,194人参加) 内訳 1年生 41人 2年生 26人 3年生 29人 4年生 12人 5年生 6人 6年生 9人	・子どもの活動14回実施 延べ1,379人参加 ・ちょいボラ講座14回実施 延べ126人参加。	・105人登録 3回実施 (延べ287人参加) 内訳 1年生 33人 2年生 22人 3年生 10人 4年生 15人 5年生 16人 6年生 9人

「もりのこクラブ」

＜成果＞

- ・異年齢の集団で遊ぶことで、学年を超えた子ども同士のつながりが生まれている。
- ・スタッフの企画による季節の行事を行い、子どもに多様な体験を提供している。
- ・学校と連携し、運営課題の解決を図っている。(チラシ配布、情報の共有等)
- ・活動計画の作成や活動運営等、スタッフで自立した運営を図っている。

＜課題＞

- ・安定した事業運営のため、スタッフの増員が必要。

「あそボラ!!やかたっ子広場」

＜成果＞

- ・異年齢の集団で遊ぶことで、学年を超えた子ども同士のつながりが生まれている。
- ・スタッフの協力のもと、子どもにソフトサッカーや友遊ボール、なぎなた等の多様な体験を提供している。
- ・学校と連携し、運営課題の解決を図っている。(チラシ配布、活動の周知等)
- ・活動終了後に打ち合わせを実施し、課題や成果の確認を行っている。

＜課題＞

- ・安定した事業運営のため、スタッフの増員が必要。
- ・校庭での活動のため、荒天時は活動が中止となる。
- ・学区が広いため、一部の児童への配慮が必要となる。地元自治会の協力のもと、下校時の子どもの見守りを強化している。

「根形小学校放課後子供教室（試行実施）」

＜成果＞

- ・異年齢の子ども同士の交流が図れている。
- ・袖ヶ浦市レクリエーション協会、地域住民の協力のもと、子どもに多様な体験を提供している。
- ・学校と連携し、運営課題の解決を図っている。(チラシ配布、情報の共有等)

＜課題＞

- ・安定した事業運営のため、スタッフの増員が必要。
- ・試行実施後の方針について、検討を要する。

第24回そでがうらわんぱくクエスト事業報告

1. キャッチフレーズ

「心に刻む 最高の夏! ~大切なものに気づくかもしれない6日間~」

2. 実施期間

・令和元年7月29日(月)~8月3日(土) 5泊6日

3. 主な活動場所(体験内容)

- ・相川&豊英大滝&七里川(川遊び)、
- ・くれいんひるず、フルーツ村、南総園、ダチョウ王国、
- はちみつ工房、岡崎梨園、八天堂きさらづ
- 袖ヶ浦市農業センター(飼育体験、農業体験、お手伝いなど)
- ・久留里城、久留里城址資料館、上総地域交流センター、高倉農産物直売センター、百目木公園、袖ヶ浦公園、ガウランド、清和休暇村管理センター、湊小、天神山小、犬貫小、中小、久留里小、平川中、中川小、平岡小、平川公民館、根形公民館、イレブンオートキャンプパーク
- (見学、お手伝い、宿泊など)



4. アンケート結果より

(◎よくできた ○できた △まあまあ ×できなかった)

- | | |
|------------------------|--------------------|
| ①「感謝の気持ちを持てましたか？」 | ◎64% ○36% △0% ×0% |
| ②「仲間と最後までやり抜けましたか？」 | ◎71% ○24% △5% ×0% |
| ③「たくさんの人や自然と触れ合えましたか？」 | ◎60% ○33% △7% ×0% |
| ④「以前の自分より成長できましたか？」 | ◎52% ○33% △12% ×3% |
| ⑤「大切なものに気づくことはできましたか？」 | はい(参加者100%) |
| ⑥「参加して良かったですか？」 | はい(参加者98% 保護者100%) |

5. 今年度の特徴

- ・熱中症対策として、看護師による健康観察、巡回パトロールを実施した。また、学校給食センターより氷を提供してもらい、気温が高くなる時間帯に巡回し、氷水により手首やタオルを冷却した。
 - ・わんぱくクエスト事業支援ボランティア(OBOG)の安定した協力体制を維持している。
- (H26:18名、H27:23名、H28:26名、H29:23名、H30:25名、R1:19名)

6. 関係者コメント(感想文・アンケートより)

- ・優しくしてもらって涙が出そうになった。私も優しくしてもらった人たちを見習いたい。(参加者)
- ・地域の人たちが優しく、応援してくれる人たちのためにも絶対ゴールしようと思った。(参加者)
- ・不自由な環境におかれると、普段当たり前に感じていることが、本当はすごく大切なことだと気づきました。(参加者)
- ・前へあまり進まない悔しさと、父や母に会えないかもしれない悲しさがぶつかりました。悔しくて悲しくてしょうがありませんでした。みんなの见えないところで涙を流しました。(参加者)
- ・もし自分が大人になってわんぱくクエストを見かけたら優しくしてあげようと思った。(参加者)
- ・疲れてくじけそうになった時に、仲間がいてくれたから最後までやりきることができた。(参加者)
- ・袖ヶ浦に入るといろいろな人が「がんばれ!」と言ってくれた。(参加者)

- ・まずは本人が笑顔で到着し、「楽しかった、もう一度来年も行きたい。」と帰ってきたことです。家庭から離れるだけでなく、不便・不自由の生活に身を置くのですから、本人が気づいたことや成長した面があるのはもちろんのこと。親自身も我が子の大切さ、かけがえのない存在であることを改めて感じさせていただきました。(保護者)
- ・5泊6日を無事に過ごすことは、本当に多くの人の支えがなければ不可能なことです。ありがとうございました。子どもたちが大人になったときに、この体験を次の世代に何らかの形で返していくと思います。「未来への種まき」ありがとうございます。(保護者)
- ・子供がゴールした時の表情を見て、本当に成長を感じました。どの子もキラキラした瞳で疲れているのに、それを感じさせないあの何とも言えない笑顔を見て、参加させて本当に良かったと思いました。つらい道のりを重い荷物を背負って歩くだけでも大変なのに、あの暑さ。普段なら文句ばかり口にする我が子が、無事にゴールした事に感動です。(保護者)
- ・子どもが、「高校生になったら僕もボランティアやりたい!」と言ってくれた時はとても嬉しい気持ちになりました。(ボランティア)

7. 成果と課題

【事業の目的】

5泊6日の非日常体験を通して、地域の方々や家族への感謝の気持ちを育むとともに青少年の自主性・自立性・忍耐力・協調性を養い、これからも袖ヶ浦市を担う人材の育成を図る。

【成果】

- ・仲間との集団生活、地域の方々とのふれあいを通して感謝の気持ちを育むことができた。
(アンケート結果4-①)
- ・徒歩移動、体験活動、炊事等の困難体験を通して自主性や協調性を養うことができた。
(アンケート結果4-②)
- ・多くの人の優しさにふれたことにより、「奉仕の精神」の大切さを感じ取ることができた。
(アンケート結果4-③)
- ・非日常体験を通して、仲間と協力することの大切さ、地域の方の温かさ、日常生活のありがたさに気づくことができた。
(アンケート結果4-⑤)
- ・参加者、保護者ともに満足度が非常に高く、心身ともに逞しくなったと実感している。
(アンケート結果4-④⑥)

【課題】

- ・どんなに手厚く安全に配慮しても「傷病者なし」を保障することが難しい。
- ・本事業経験者の事業支援ボランティアを募り、運営を支援してもらうシステムは、人材育成の観点では、とても価値のあるものである。今後は、事業支援ボランティアの確保、育成、どのように活動の場を提供していくかが課題である。

安全面に関する手立ては年々向上しているが、安全性と自主性、非日常のバランスをとることが難しく、マニュアル通りに物事が進行していくことの方が少ない状況が続いている。そのため、カウンセラーやボランティアは、本部スタッフと密に連絡をとり合いながら状況に応じて常にベストの行動がとれるよう、事前研修会で学んでいく必要がある。

参加者やその保護者のみならず、関係した地域の方々からも非常に高い評価を得られる事業となっており、また、昨今では貴重な経験を提供してくれるという事業評価を多方面から受けている。

青少年を取り巻く消費者問題の現状について
～子供たちに安全・安心な暮らしを～

令和2年1月29日（水）14：00～14：30
千葉県消費者センター 消費生活相談員 前野春枝

1 消費生活センターとは

- 消費生活センターは、地方公共団体が法律に基づいて設置している消費者のための相談機関。
(消費者基本法・消費者安全法)
- 消費生活センターでは、商品やサービスの契約と製品事故の相談をうけている。
- 相談窓口では、消費生活相談員が相談に対して
＜助言＞消費者自身が解決できるように相談員が助言
＜あっせん＞消費者と事業者の間に入ってトラブルの解決を目指す。
＜情報提供＞などを行う。
- 相談は無料で、秘密は守られる。
- 寄せられた相談情報は、国民生活センターに集約され、消費者への情報提供、法律改正や消費者被害の拡大防止に活用される。
- 消費生活相談員が出向いて啓発講座を行う。

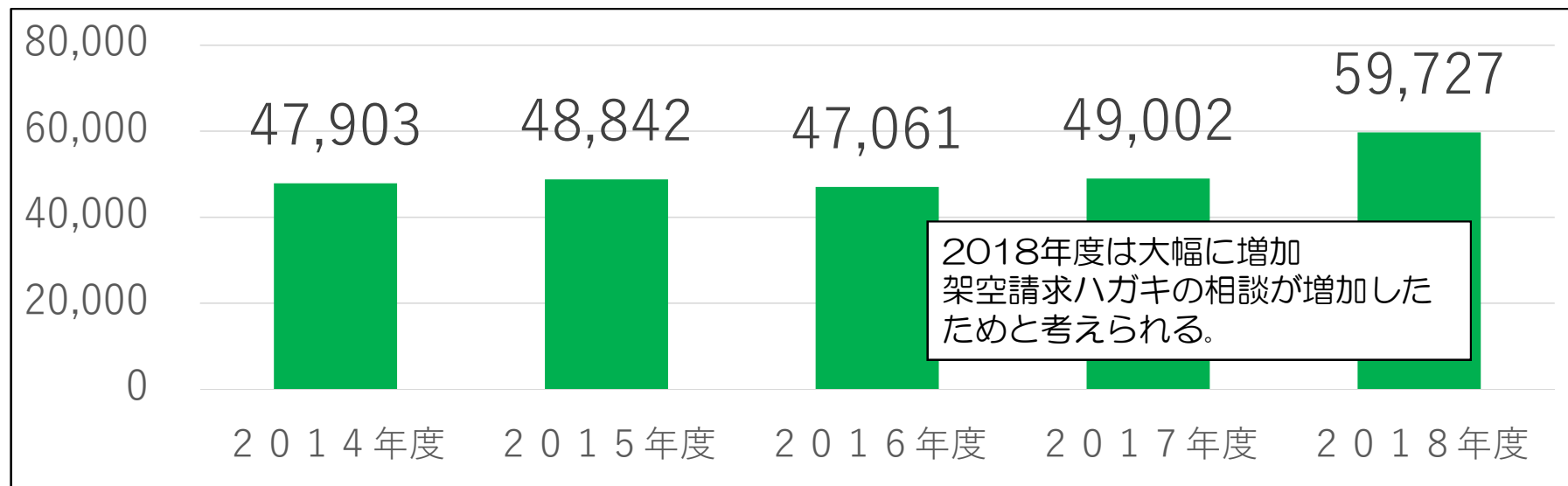


消費者庁イラスト集より

2 データでみる消費者トラブルの傾向

① 千葉県内の消費生活相談件数の推移

千葉県「平成30年度の消費生活相談の概要」より

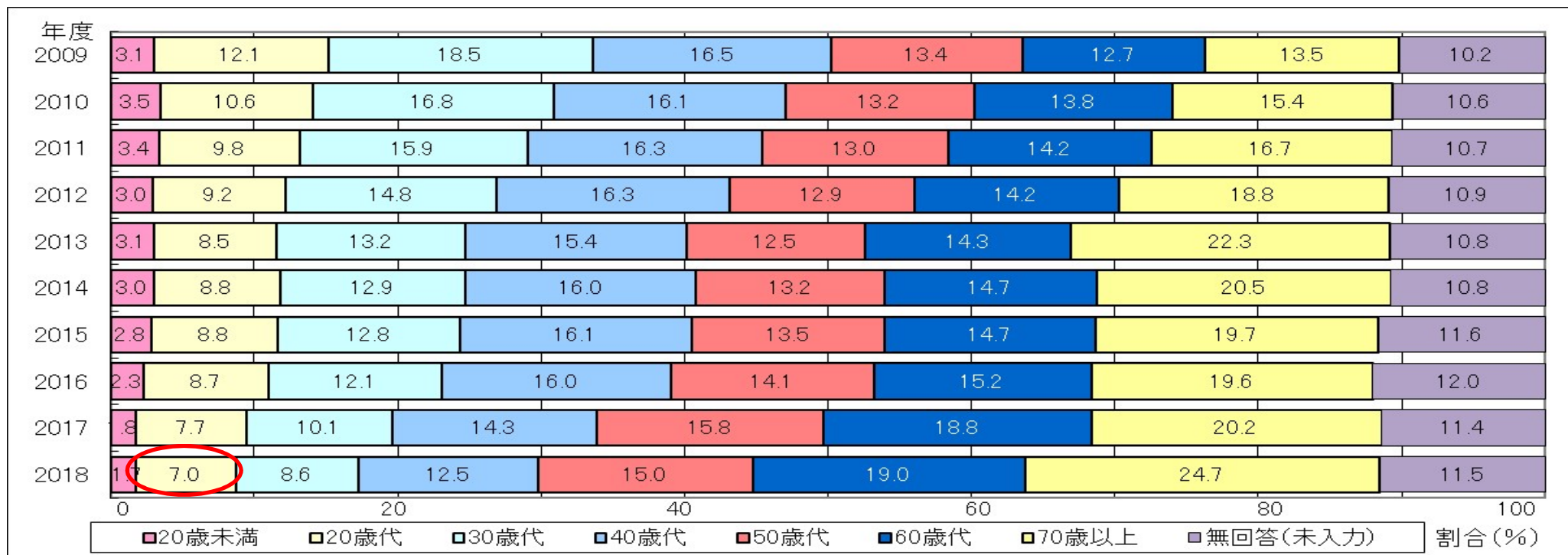


・ 2018年度 年代別相談件数と割合

	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	不明等
件数	853	3,416	4,174	6,564	8,043	11,993	12,658	4,460	7,566
割合	1.4%	5.7%	7.0%	11%	13.5%	20.1%	21.2%	7.5%	12.6%

② 全国の年度別にみた契約当事者年代別割合

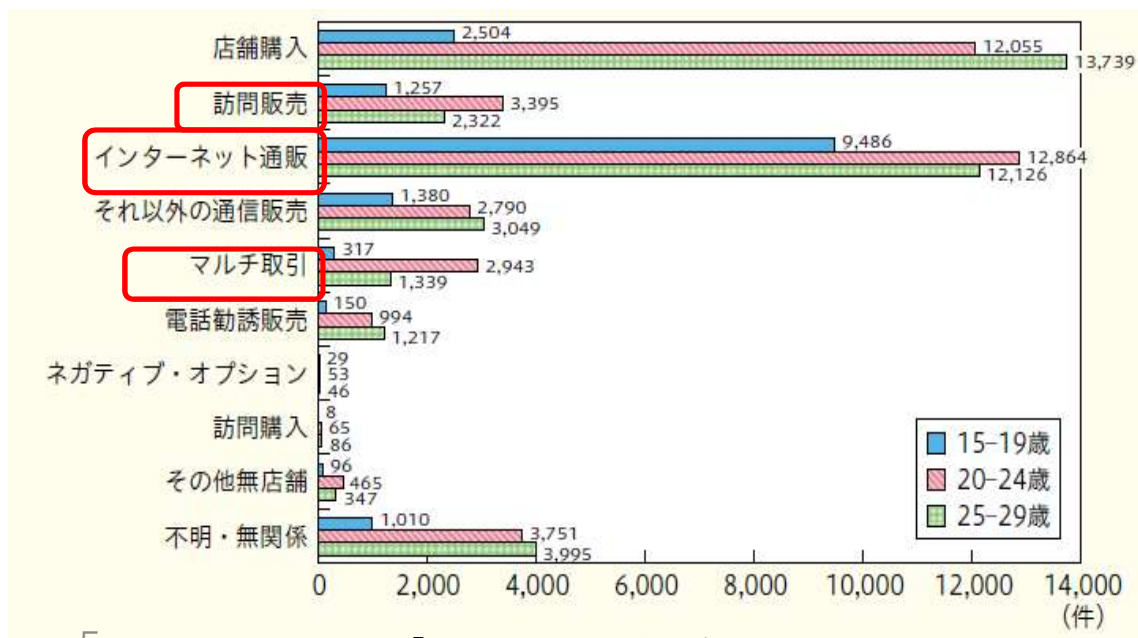
国民生活センター「2018年度のPIO-NETにみる消費生活相談の概要」より



- ・2018年度の20歳未満は1.7% → 成人になる20歳代では7.0%と約4倍に増加。成人になると未成年者契約の取り消しができません。ターゲットになる可能性。

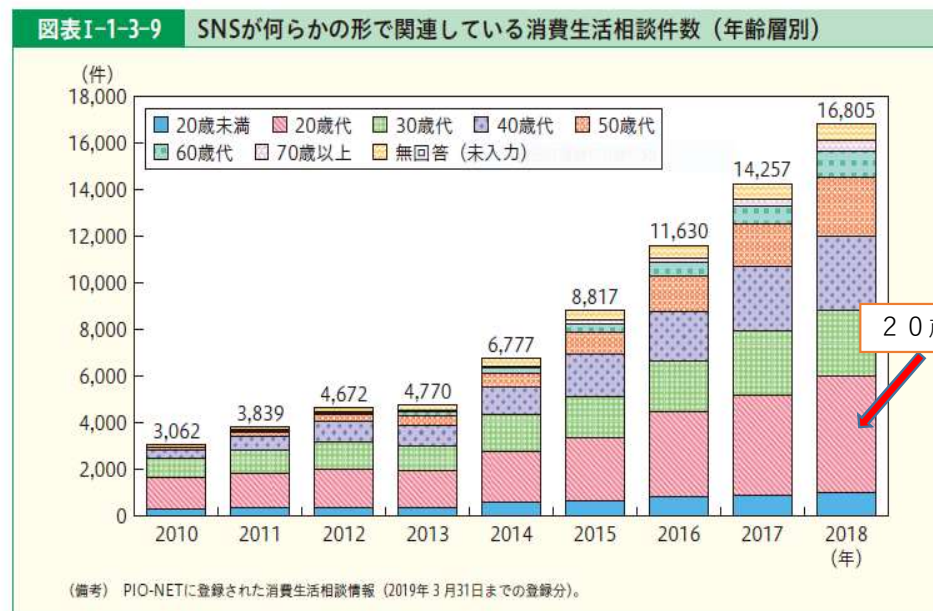
③ 若者の消費生活にみる購入形態・SNS

- ・若者の相談を年齢3つに区分してみると、
「インターネット通販」に関する相談が最も多くなっています。
- ・マルチ取引では、未成年から成人になった直後の相談が急増していることがわかる。
- ・SNSが関係している相談は若者を中心に増加しています。



5

消費者庁「平成29年版消費者白書」より



(備考) PIO-NETに登録された消費生活相談情報 (2019年3月31日までの登録分)。

消費者庁「令和元年版消費者白書」より

④ 小学生・中学生・高校生の電子商取引に関する相談の推移

国民生活センター「令和元年8月8日報道発表」より



消費生活センター等に寄せられる小学生、中学生、高校生の相談では、インターネットに関連する相談が多くみられ、2010年度以降全体に占める割合は7割を超えている。

④小学生・中学生・高校生の電子商取引に関する相談の推移は

- 契約当事者年齢が6～18歳で、契約当事者職業詳細が小学生・中学生・高校生のいずれかである相談が対象（契約当事者職業詳細が無回答（未入力）等の相談は除く）。
- PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。本資料の相談件数は、2019年6月30日までの登録分。
- 電子商取引とはインターネット等のネットワーク上で行う取引。

⑤ 年度別に見た電子商取引に関する上位商品・役務

国民生活センター「令和元年8月8日報道発表」より

表1. 契約当事者が小学生・中学生・高校生の電子商取引に関する相談における上位商品・役務等（単位：件）⁴

2016年度			2017年度			2018年度		
全体		8,218	全体		5,963	全体		6,654
1	アダルト情報サイト	3,835	1	アダルト情報サイト	1,411	1	オンラインゲーム	1,713
2	デジタルコンテンツその他	1,061	2	オンラインゲーム	1,204	2	アダルト情報サイト	1,068
3	オンラインゲーム	1,050	3	デジタルコンテンツその他	837	3	健康食品	881
4	健康食品	577	4	健康食品	749	4	デジタルコンテンツその他	800
5	化粧品	311	5	化粧品	365	5	化粧品	657
6	飲料	114	6	紳士・婦人洋服	158	6	紳士・婦人洋服	187
7	紳士・婦人洋服	108	7	出会い系サイト	99	7	商品一般	146
8	出会い系サイト	96	7	靴・運動靴	99	8	靴・運動靴	145
9	靴・運動靴	95	9	商品一般	96	9	コンサート	128
10	コンサート	86	9	飲料	96	10	出会い系サイト	102

表中の「デジタルコンテンツその他」「商品一般」では、「身に覚えのないサイト利用料未納を知らせるSMS（ショートメッセージサービス）が届いた」

「登録したサイトを解約したいがうまくできない」「インターネット通販事業者から身に覚えのない荷物が届いた」等の相談がみられます。

⑥ 電子商取引に関する小学生・中学生・高校生別上位商品・役務等

国民生活センター「令和元年8月8日報道発表」より

表2. 電子商取引に関する相談における契約当事者の小学生・中学生・高校生別、性別の上位商品・役務等（単位：件）

		2016年度		2017年度		2018年度	
		全体		全体		全体	
小学生	男性	全体	972	全体	676	全体	907
		1 アダルト情報サイト	506	1 オンラインゲーム	402	1 オンラインゲーム	663
		2 オンラインゲーム	344	2 アダルト情報サイト	176	2 アダルト情報サイト	168
		3 デジタルコンテンツその他	72	3 デジタルコンテンツその他	58	3 デジタルコンテンツその他	38
		4 電子ゲーム・ソフト	16	4 電子ゲーム・ソフト	16	4 電子ゲーム・ソフト	13
		他の役務サービス	3				
	女性	5 商品一般	3	5 商品一般	5	5 商品一般	5
		6 通信所	3				
		全体	334	全体	208	全体	230
		1 アダルト情報サイト	182	1 オンラインゲーム	79	1 オンラインゲーム	100
		2 オンラインゲーム	71	2 アダルト情報サイト	65	2 アダルト情報サイト	50
中学生	男性	3 デジタルコンテンツその他	49	3 デジタルコンテンツその他	29	3 デジタルコンテンツその他	35
		4 健康食品	14	4 健康食品	15	4 健康食品	22
		5 化粧品	3	5 商品一般	4	5 商品一般	5
	女性	全体	2,086	全体	1,275	全体	1,367
		1 アダルト情報サイト	1,251	1 アダルト情報サイト	465	1 オンラインゲーム	617
		2 オンラインゲーム	394	2 オンラインゲーム	429	2 アダルト情報サイト	360
		3 デジタルコンテンツその他	220	3 デジタルコンテンツその他	172	3 デジタルコンテンツその他	151
		4 出会い系サイト	19	4 健康食品	22	4 化粧品	41
		5 商品一般	17	5 商品一般	18	5 商品一般	25
高校生	男性	6 電子ゲーム・ソフト	18	6 電子ゲーム・ソフト	18		
	女性	全体	917	全体	711	全体	815
		1 アダルト情報サイト	415	1 アダルト情報サイト	160	1 健康食品	271
		2 デジタルコンテンツその他	146	2 健康食品	154	2 化粧品	121
		3 健康食品	105	3 デジタルコンテンツその他	132	3 アダルト情報サイト	117
		4 化粧品	53	4 オンラインゲーム	62	4 デジタルコンテンツその他	106
	男性	5 オンラインゲーム	35	5 化粧品	55	5 オンラインゲーム	52
		全体	1,981	全体	1,387	全体	1,585
		1 アダルト情報サイト	972	1 アダルト情報サイト	373	1 化粧品	237
		2 デジタルコンテンツその他	259	2 デジタルコンテンツその他	201	2 アダルト情報サイト	223
		3 オンラインゲーム	181	3 オンラインゲーム	175	3 オンラインゲーム	219
高校生	女性	4 化粧品	77	4 化粧品	110	4 デジタルコンテンツその他	216
		5 健康食品	53	5 紳士・婦人洋服	68	5 靴・運動靴	105
	男性	全体	1,809	全体	1,620	全体	1,680
		1 アダルト情報サイト	460	1 健康食品	520	1 健康食品	491
		2 健康食品	389	2 デジタルコンテンツその他	238	2 化粧品	250
		3 デジタルコンテンツその他	290	3 化粧品	175	3 デジタルコンテンツその他	244
		4 化粧品	159	4 アダルト情報サイト	155	4 アダルト情報サイト	119
		5 飲料	82	5 紳士・婦人洋服	75	5 紳士・婦人洋服	83

別添参照

⑥ 電子商取引に関する小学中学高校別上位商品では、

- 小学生・中学生・高校生で多くみられるトラブルにはオンラインゲーム、アダルトサイト、出会い系サイト、健康食品等の定期購入、商品が届かない・偽物が届く通販サイト、その他（個人間取引等）に関するトラブルがあります。
- 大人と同様の特徴がみられます。

⑦ 千葉県内小学・中学・高校生等の相談件数

PIO-NETより

		2016		2017		2018	
小学生	1	アダルト情報サイト	47	オンラインゲーム	22	オンラインゲーム	39
	2	オンラインゲーム	14	アダルト情報サイト	16	アダルト情報サイト	7
	3	商品一般@	4	歯科治療	3	他のデジタルコンテンツ	7
	4	デジタルコンテンツ@	4	書籍	2	商品一般@	3
	5	他のデジタルコンテンツ	2	商品一般@	1	デジタルコンテンツ@	3
中学校	1	アダルト情報サイト	86	アダルト情報サイト	31	オンラインゲーム	52
	2	オンラインゲーム	24	オンラインゲーム	24	アダルト情報サイト	36
	3	デジタルコンテンツ@	13	商品一般@	6	デジタルコンテンツ@	18
	4	他のデジタルコンテンツ	9	他の健康食品	5	他の健康食品	11
	5	商品一般@	7	デジタルコンテンツ@	5	商品一般@	5
高校	1	アダルト情報サイト	74	アダルト情報サイト	23	アダルト情報サイト	17
	2	デジタルコンテンツ@	18	デジタルコンテンツ@	17	商品一般@	16
	3	他の健康食品	13	他の健康食品	12	オンラインゲーム	16
	4	オンラインゲーム	11	オンラインゲーム	9	他のデジタルコンテンツ	15
	5	他のデジタルコンテンツ	10	他のデジタルコンテンツ	8	他の健康食品	11
他の学生	1	アダルト情報サイト	103	脱毛エステ	48	賃貸アパート	41
	2	デジタルコンテンツ@	45	デジタルコンテンツ@	39	他のデジタルコンテンツ	40
	3	賃貸アパート	35	アダルト情報サイト	35	デジタルコンテンツ@	39
	4	脱毛エステ	35	賃貸アパート	27	教養娯楽教材	32
	5	商品一般@	30	他のデジタルコンテンツ	26	脱毛エステ	31

3 消費生活センターに寄せられた相談

- 子どもが無断でクレジットカードを使ってオンラインゲームで課金をしていた
- 子どもが誤ってアダルトサイトにアクセスし、請求された費用を支払ってしまった
- 出会い系サイトで異性と知り合ったが出会えず騙された
- 相談相手になれば高額収入を得られる出会い系サイトに登録したが騙された
- 1回限りのつもりで化粧品を注文したが、定期購入が条件だった
- SNSの広告を見てジャケットを注文したが偽物だった
- フリマアプリで化粧品を購入したが、商品が届かない

【事例 1ー1】 オンラインゲーム

- 子どもが無断でクレジットカードを使ってオンラインゲームで課金をしていた。
クレジットカード会社からのメールを見て、ゲーム会社での利用が約5万円あることが分かった。

小学生の息子に確認すると、私の財布から黙って持ち出したクレジットカードを使用してオンラインゲームで課金をしアイテムを購入したことを認めた。

私は許可していないので、取り消したい。 (小学生 男性)

<子どもサポート情報 第146号参照>

☆最近ではキャリア決済を無断で利用してしまうケースも見られます。
クレジットカードやキャリア決済のパスワードの管理には注意する。
利用ごとに通知してもらう設定をし、利用状況を確認する。
子供とゲーム利用ルールの話し合い。

【事例 1－2】オンラインゲーム

- 小学生の子どもが自宅の現金を勝手に持ち出してプリペイド型電子マネーを購入し、オンラインゲームに課金していることが分かった。どうすればよいか。
- 中学生の子どもが親に黙ってスマートフォンのゲーム代を携帯電話料金と一緒に支払う方法で決済していたと分かった。返金してほしい。
- 高校生の息子が親のクレジットカードを内緒で使用し、スマートフォンのオンラインゲームで高額な課金をしていた。対処方法が知りたい。
- スマートフォンのオンラインゲームで購入したアイテムが表示の半分の能力しかない。ゲーム会社に対応を求めたい。
- オンラインゲームで課金をしたがアイテムがもらえず再度課金した。課金した分のアイテムを付与してほしい。

【事例 2】アダルトサイト

・ 中学生の娘がスマートフォンで芸能情報を閲覧中に「もっと見る」というボタンをタップしたところ、アダルトサイトにつながった。サイトを閉じようと画面のどこかをタップすると登録完了になったようだ。誤操作の人向けの案内からメールを送ったが、「退会には40万円が必要」と返信が来た。メールに記載の電話番号に連絡したら、氏名や住所を聞かれた。個人情報が悪用されないか心配だ。

(中学生 女性)

☆あわてて連絡しない、お金を払わない。

画面が消えないとき (独) 情報処理推進機構IPAへ



政府広報オンラインより

【事例 3－1】定期購入

【事例 3－1 ①】

・ 中学生の娘宛に宅配便がポストに投函されていた。娘に聞くとスマホでダイエット用とバストアップの健康食品を購入したと言う。業者に問い合わせたところ「初回はどちらも10円だが、その後は2週間おきに届く。」と言われた。

広告には、3カ月間取るのが条件で、4か月目から休止や退会ができると書かれているが、娘は「時には定期購入については読んでなかったようだ。」

(中学生)

【事例 3－1 ②】

孫がスマホで「胸が大きくなる」との広告を見て、定期購入の健康食品を申し込んでいた。初回20円で、すぐに2回目が届いた。明細では、商品代4,000円、送料500円とあり、6回コースと書かれている。広告上で、商品が届いて12時間以内に電話すると返品できると書いてあったので、何回か電話したが、繋がらなかったようだ。

(中学生)

【事例 3－2】定期購入

- ・ 1 回限りのつもりで化粧品を注文したが、定期購入が条件だった。

「化粧品を約500円で購入できる」とSNS上の広告を見て、注文した。商品が届き、代金はコンビニで支払った。後日、同じ商品が届き、約4,000円の請求があった。1回限りだと思って購入したので驚いて業者に電話をしたところ、「4回の定期購入になっている。解約できない」と言われた。解約したいがどうすればよいか。

(高校生 女性)

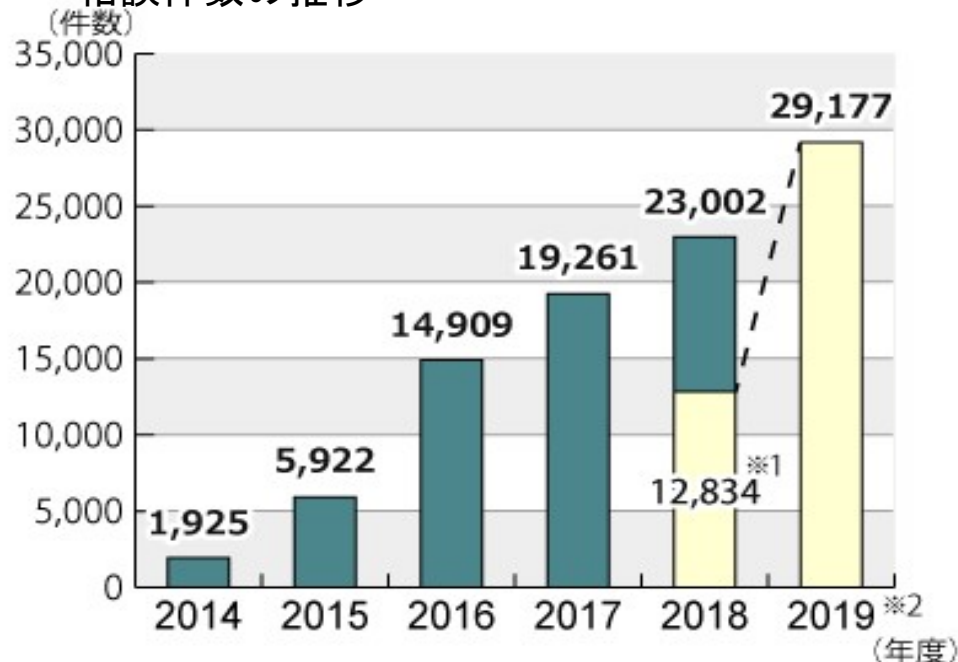
☆未成年者契約の取消制度

20歳未満の場合、法定代理人（親権者、両親）の同意がない場合、本人または法定代理人から契約は取り消すことができる。

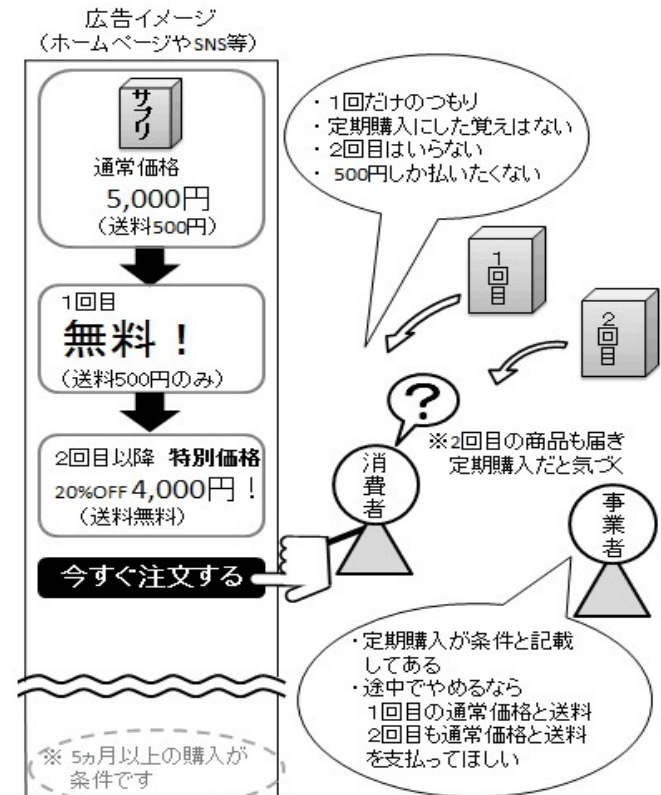
民法改正 成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを盛り込んだ改正民法が成立し、2022年4月1日以降より18歳からが成人となる。

定期購入

図. 通信販売での健康食品等の「定期購入」に関する相談件数の推移

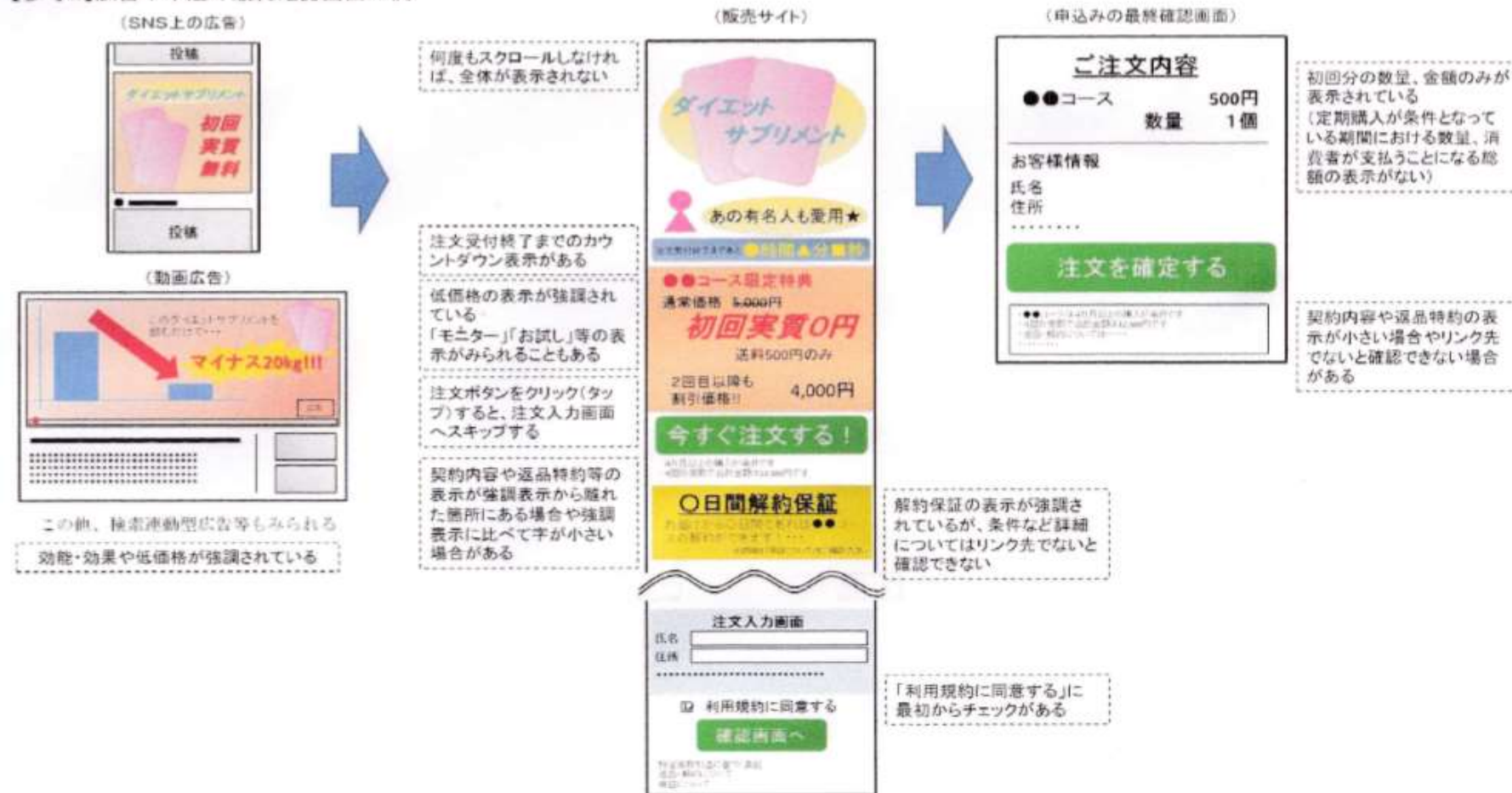


国民生活センター [2019年12月19日:報道発表] より



相談件数は年々増加しており、2019年度（2019年11月30日時点）にPIO-NETに寄せられた相談は29,177件と、2018年度の23,002件を既に上回っており、前年度同期比約230%と激増しています。

【参考2】広告や申込み最終確認画面の例



- 1 定期購入が条件であること等の契約内容が認識しづらい
- 2 契約内容の表示が不十分なSNS上の広告や動画広告をきっかけに注文に至っている
- 3 解約条件が認識しづらい
- 4 業者と連絡がとれない
- 5 消費者は注文時に想定した以上の金額を支払うことになる

【事例 4】 ネットショッピング

- ・ SNS上の広告をみて安かったのでジャケットを注文した。到着した商品を確認すると、タグが正規品と異なっており、縫製も粗かった。事業者に電話で申し出しようとしたが、つながらない。

インターネットで調べると「偽物を扱っている」という記載があった。
どうしたらよいか。 (高校生 男性)

<子どもサポート情報 第147号参照>

ネットショッピングにはクーリング・オフ制度はありません。
詐欺や模造品を見分けることは困難、正規の価格より極端に安価、
日本語の表記が不自然等は気を付ける。

【事例5】フリマアプリ

- フリマアプリで化粧品を購入し、代金はコンビニで支払った。しかし、商品が届かないため、フリマアプリ運営事業者に問い合わせたところ、「当人同士で話し合うように」と回答があった。出品者に問い合わせると「既に発送している」と返事がきた。宅配業者に連絡し調査してもらったが商品は見つからなかった。その後、出品者に連絡しても返事がない。どうすればよいか。
(高校生 女性)

<子どもサポート情報 第130号参照>

☆フリマアプリ等のフリマアプリサービスでの商品売買は、個人間取引（購入者と出品者の双が個人）トラブルは当事者間で解決を図るよう求められます。

【事例 6】 出会い系サイト

- ・ 相談相手になれば高額収入を得られる出会い系サイトに登録したが騙された。スマートフォンでアルバイトを検索中に「メール相談にのれば高額収入が得られる」と書かれたサイトを見つけ年齢を偽り登録した。登録は無料と書かれていた。

登録後サイト内で男性とやり取りを始めたが、相談が長引き、メールを続けるにはポイント購入が必要になった。

仕方なくサイトから教えられたサイト運営事業者の銀行口座に約 40,000円を振り込んだ。しかし、アルバイト料は入らなかった。

サイト運営事業者の電話番号や住所は不明だ。自分の電話番号や名前を知られていることが不安だ。返金してほしい。（高校生 女性）

【事例 7】 ライブ配信サービス

- 小学生の娘にスマートフォンを買い与えていた。ライブ配信サービスで少額のプリペイド型電子マネーでポイントを購入していることは把握していた。

ある日、携帯電話会社からの請求が高額で驚いた。

娘のスマートフォンを確認すると、ライブ配信サービスで約 6 万円の課金をしていることが分かった。

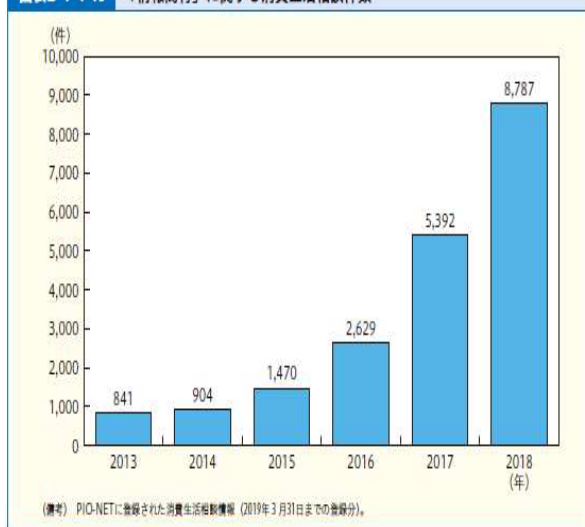
娘に聞くと、「キャリア決済されているとは全く気づいていなかった。プリペイド型電子マネーの金額は超えているのに何故課金できるのだろうと不思議に思っていた」とのことだった。請求を取り消してほしい。

(小学生 女性)

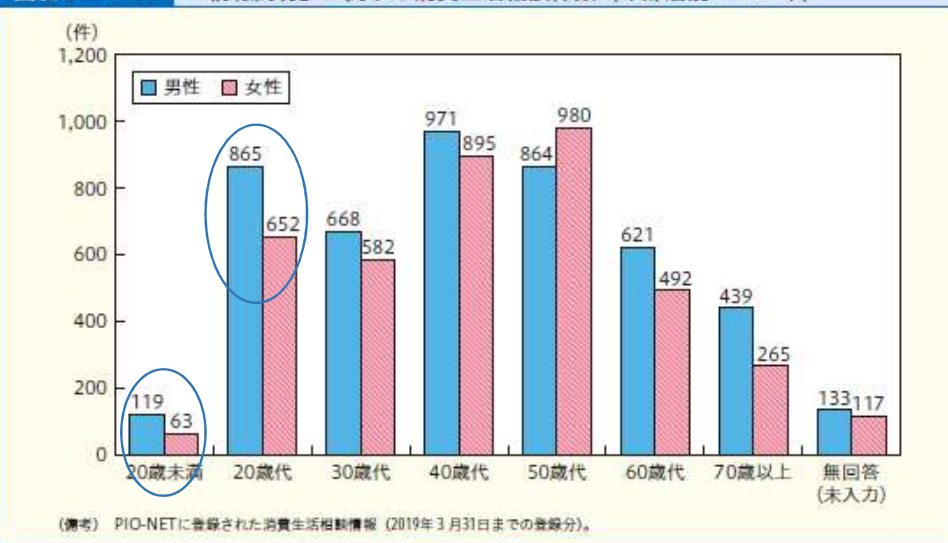
<子どもサポート情報 第150号参照>

参考 高収入をうたう副業や投資に関する相談

図表Ⅱ-1-4-16 「情報商材」に関する消費生活相談件数



図表Ⅱ-1-4-17 「情報商材」に関する消費生活相談件数 (年齢層別・2018年)



消費者庁「令和元年版消費者白書」より

★「1日数分の作業で月に数百万円を稼ぐ」「〇万円が〇億円になる投資法」といったお金もうけのノウハウと称してインターネット等で取引される「情報商材」に関連する相談が増加。
★情報商材とは、インターネットの通信販売等で、副業・投資やギャンブル等で高額収入を受け取るためのノウハウといって販売されている情報のこと。情報商材の形式は、PDF等の電子媒体、動画、メールマガジン、アプリケーション、DVD、USBがあり、近年増加傾向にある。

「お金がない」では断れない！ きっと断りましょう —断っても借金させてまで強引に契約を迫る手口にご注意！—



断っても借金させてまで強引に
契約を迫る手口の一例



国民生活センター
[2019年8月29日:報道発
表]

若者はなぜ消費者トラブルに遭う？

- ・ SNSの広告や、SNSで知り合った人とのやり取りがきっかけとなる。
- ・ クレジットカードが作れるようになり、現金がなくても、購入しやすくなる。
- ・ 被害に遭っても、相談先がわからず、放置してしまいがち。
- ・ 大学生、社会人になると、消費者トラブルや対処法について情報をえる機会がない。
- ・ **契約**に対する意識。
- ・ 強く勧められると断りにくい
- ・ 電話を掛けることに慣れていない。

勧誘を受けたときの注意点は？



「政府広報オンライン、暮らしに役立つ情報」 平成31年3月18日より

3 課題と今後に向けて

- 契約に関する意識が実生活に伴っていないと考えられる。
 - いかに商品・サービスを選ぶか
 - この先に何があるのか、起きるのか
 - 相手の目的はなに （例：定期購入で安価にしているのは）
 - 一歩深く考える力、深い学びにどうつなげるか
 - 売り手と買い手の立場の違いを考える
 - 成年年齢の引き下げで見えるもの
- 地域での連携、消費生活センターとの連携

4 成年年齢を引き下げたときの問題点

(民法の成年年齢引下げと教育現場の役割 弁護士中村新造氏資料より)

- 未成年者取消権は年齢を立証すればよいから、取り消しが極めて容易。



- ・後戻りのための黄金の【橋】

【特効薬】

- 未成年者取消権が取消容易であるため、そもそも悪質業者は未成年者に寄ってこない、ターゲットにしない。



- ・消費者被害防止の最大の【防波堤】

【予防薬】

この理解が私たちにとって一番大事そのためには・・・

主体的で深い学び【アクティブ・ラーニング】の視点から

【主体的な学び】の視点

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。

【対話的な学び】の視点

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ、深める「**対話的な学び**」が実現できているか。

【深い学び】の視点

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見い出して解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているか。

参考

(1) 契約とは？

- ・ 日常生活は様々な消費活動を行い、消費生活は契約で成り立っています。
- ・ 契約は、売り手と買い手の意思が合致することで成立し、一方の都合では解約できません。

申込＋承諾＝契約成立

・ 契約自由の原則

- ① 契約をするかどうか ② どのような内容の契約をするか
- ③ 誰と契約するか ④ どのような形式で契約するか

＊ 未成年者契約の取り消しについては成年年齢が2022年4月に20歳から18歳に引き下げられることが今後の課題。

(2) クーリング・オフを活用しよう！！

- ・ 特定の取引で契約した場合、一方的に申込みの撤回または契約の解除ができます。
- ・ クーリング・オフ記載の書面を受取ってから8日間（または20日間）。
- ・ 書面（ハガキ）に書き、両面コピーし特定記録郵便（160円）で発信。
- ・ 業者に引取り義務 返品・返金時の送料等すべて事業者負担。
- ・ クレジットを利用した場合は、クレジット会社にも同時に発信します。
- ・ 通信販売にクーリング・オフは適用されません。返品について記載内容を確認。

(3) その他の契約解消ができるとき

（「あしたの消費者」より）



2018年(平成30年)の消費者契約法の改正により、社会生活上の経験不足の不当な利用(不安をあおる告知と恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用)、加齢による判断力の低下の不当な利用等による勧誘行為が取り消し得る不当な勧誘として追加されました。(2019年6月15日施行)

★ネットショッピングを含む通信販売には
クーリング・オフの適用はない、記載事項を確認！

通信販売の記載事項：

＜特定商取引に関する法律に基づく表示＞

- ・ 事業者名 ・ 所在地（住所）、電話番号
- ・ 代表者または責任者の氏名 ・ 商品代金
- ・ 商品代金以外に必要な料金 ・ 支払い方法
- ・ 商品の引渡し時期
- ・ 返品に関すること・ 返品可／不可 ・ 条件 ・ 送料負担



*** * 連携で築こう 青少年の安心なくらし！ * ***

☎ 袖ヶ浦市消費生活センター 0 4 3 8 - 6 2 - 3 1 3 4
月～金曜日 午前9時～正午 午後1時～午後4時
(祝日、年末年始を除く)

☎ 千葉県消費者センター 0 4 7 - 4 3 4 - 0 9 9 9
月～金曜日 午前9時～午後4時30分
土曜日 午前9時～午後4時
(祝日、年末年始を除く)

☎ 消費者ホットライン 1 8 8
「イヤヤ 泣き寝入り」
最寄りの消費生活相談窓口につながります。

高等学校の現状と課題について

千葉県立袖ヶ浦高等学校
校長 大坪 邦夫

1 成年年齢の引き下げ

2022年4月1日から18歳に。

- ⇒保護者の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができる。
- ⇒契約の知識や経験が少ないため、消費者トラブルに遭いやすくなる。

2 高等学校における「通級による指導」

今年度(令和元年度)は、幕張総合高校、佐原高校、袖ヶ浦高校で実施。

来年度は、千葉大宮高校、松戸向陽高校、松戸馬橋高校、佐倉南高校が加わる。

<実施形態>

自校通級(実施校の教員が在籍する生徒を指導する。本校では、2年次と3年次で実施。単なる学習の補完ではなく、自立活動の内容を実施。)

<教育課程上の位置付け>

対象となる生徒の障害に応じた特別の指導を、教育課程に加え、又は一部に替えて実施。(本校では、加える形で実施。)

<単位数>

年間7単位を超えない範囲で、全課程の修了を認めるに必要な単位のうちに加えることができる。(本校は、年間1単位。)

3 文科省による「平成30年度生徒指導上の諸課題に関する調査」結果(別紙)

(1) 暴力行為

前年度より、中学校では減少したが、小学校、高等学校で増加した。形態別では、全ての校種で生徒間暴力が増加した。

(2) いじめ

いじめの認知件数は、全国で2番目に多い。全校種において増加。「冷やかしからいじめ、悪口」、「軽くぶつかられる、叩かれる等」、「仲間はずれ、集団による無視」の順で多い。

高校では、1002件の認知。(60%増)

初期対応のまずさが事を大きくする⇒校内体制の整備

県によるSNS活用相談事業拡充の方向。

(3) 不登校

小中高全校種で増加した。「不安の傾向がある」、「無気力の傾向がある」を要因としているものが多い。

平成30年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
の概要について



令和元年10月17日
千葉県教育庁教育振興部
児童生徒課
043-223-4054

本調査は、児童生徒の生徒指導上の諸課題の現状を把握し、今後の施策の推進を目的に毎年実施されている文部科学省所管の統計調査です。

- 1 調査項目：暴力行為、いじめ、長期欠席、高等学校の中途退学、自殺
- 2 調査対象：国公立小・中・高・特別支援学校
注）特別支援学校はいじめのみの調査である。
- 3 調査対象期間：平成30年4月1日から平成31年3月31日
- 4 調査結果の概要

(1) 暴力行為（対教師暴力・生徒間暴力・対人暴力・器物損壊）

前年度より、中学校では減少したが、小学校、高等学校で増加した。形態別にみると、全ての校種で生徒間暴力が増加した。

① 小・中・高等学校の発生件数

	30年度	29年度	増減	1,000人あたりの発生件数
全 国	72,940	63,325	+9,615	5.5件
千葉県	4,466	4,425	+41	7.1件

(参考 29年度千葉県1,000人あたりの発生件数 6.9件)

② 校種・形態別発生件数

		対教師暴力			生徒間暴力			対人暴力			器物損壊			合計		
		H30	H29	増減	H30	H29	増減	H30	H29	増減	H30	H29	増減	H30	H29	増減
小学校	全国	5,408	4,662	+746	26,543	19,846	+6,697	473	370	+103	4,112	3,437	675	36,536	28,315	+8,221
	千葉県	231	358	-127	2,103	1,885	+218	22	18	+4	206	197	+9	2,562	2,458	+104
中学校	全国	3,248	3,455	-207	19,989	18,558	+1,431	612	710	-98	5,471	5,979	-508	29,320	28,702	+618
	千葉県	88	151	-63	1,084	996	+88	48	56	-8	380	521	-141	1,600	1,724	-124
高等学校	全国	478	510	-32	4,596	4,201	+395	251	226	+25	1,759	1,371	388	7,084	6,308	+776
	千葉県	20	17	+3	191	160	+31	17	14	+3	76	52	+24	304	243	+61
合計	全国	9,134	8,627	+507	51,128	42,605	+8,523	1,336	1,306	+30	11,342	10,787	+555	72,940	63,325	+9,615
	千葉県	339	526	-187	3,378	3,041	+337	87	88	-1	662	770	-108	4,466	4,425	+41

③ 対策等

- (ア) 指導資料「規律ある明るい学校環境づくり」等の活用。
- (イ) 「豊かな人間関係づくり実践プログラム」の活用。
- (ウ) 道徳教育やホームルーム活動等における規範意識の醸成。

(2) いじめ

いじめの認知件数は、全国で2番目に多い。全校種において、認知した学校の割合が増加し、認知件数も増加した。いじめの態様については、「冷やかしからい、悪口等」、「軽くぶつかられる、叩かれる等」、「仲間はずれ、集団による無視」の順で多い。

① 認知件数、解消率及びアンケート調査実施率

	30年度	29年度	増減	1,000人あたりの認知件数	解消率(30年度)	アンケート調査実施率
全 国	543,933	414,378	+129,555	40.9件	84.3%	98.2%
千葉県	40,483	37,283	+3,200	63.3件	81.3%	99.0%

(参考 29年度千葉県1,000人あたりの認知件数 57.9 解消率 82.1%)

② 校種別認知件数

	小学校			中学校			高等学校			特別支援		
	H30	H29	増減	H30	H29	増減	H30	H29	増減	H30	H29	増減
全 国	425,844	317,121	+108,723	97,704	80,424	+17,280	17,709	14,789	+2,920	2,676	2,044	+632
千葉県	32,210	30,006	+2,204	7,080	6,476	+604	1,002	627	+375	191	174	+17

※いじめの定義：「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

③ 発見のきっかけ

	学校の教職員等が発見			学校の教職員以外からの情報により発見		
	H30	H29	増減	H30	H29	増減
全 国	360,343 (66.2%)	276,661 (66.8%)	+83,682 (+0.6%)	183,590 (33.8%)	137,717 (33.2%)	+45,873 (+0.6%)
千葉県	31,595 (78.0%)	29,404 (78.9%)	+2,191 (+0.9%)	8,888 (22.0%)	7,879 (21.1%)	+1,009 (+0.9%)

④ いじめ重大事態

いじめ重大事態については全国で602件発生しており前年度より128件増えている。

※いじめ防止対策推進法

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

⑤ 対策等

- (ア) 県のいじめ防止基本方針及び各学校の基本方針による取組や対応策の推進。
- (イ) 教職員向けいじめ防止啓発資料リーフレットの作成・配付、研修で活用。
- (ウ) 「豊かな人間関係づくり実践プログラム」の実施や「いのちを大切にするキャンペーン」による心の教育及び道徳教育の充実など、いじめの抑止に向けた取組の推進。

- (エ) 児童生徒へのアンケート調査や個人面談等、いじめ発見のための取組の充実。
- (オ) スクールカウンセラー等を活用した教育相談体制の充実。相談機関の周知。
- (カ) いじめ防止啓発カードの作成と活用及び児童生徒、保護者向けリーフレットの活用。
- (キ) 県いじめ問題対策連絡協議会の開催による関係機関の連携協力、県を挙げての取組の推進。
- (ク) 平成27年度からの取組として、いじめ防止対策研修会（対象：29年度教育相談担当教諭、30年度管理職、令和元年度生徒指導主事）、いじめ問題対策リーダー養成研修（2泊3日）を実施している。
- (ケ) スクールロイヤー活用事業として、弁護士による児童生徒への講演等。
- (コ) SNSを活用した相談窓口を、県内の高校生を対象に、主に夏休み期間開設。

(3) 不登校

不登校の児童生徒数は、小中高等学校全校種において増加した。「不安の傾向がある」、「無気力の傾向がある」を要因としているものが多い。

① 不登校児童生徒数（下段は発生率（％））

	小学校			中学校			高等学校		
	H30 人数	H29 人数	増減	H30 人数	H29 人数	増減	H30 人数	H29 人数	増減
全 国	44,841 (0.70)	35,032 (0.54)	+9,809 (+0.16)	119,687 (3.65)	108,999 (3.25)	+10,688 (+0.40)	52,723 (1.63)	49,643 (1.51)	+3,080 (+0.12)
1000人あたりの不登校数	7.0人			36.5人			16.3人		
千葉県	2,022 (0.64)	1,611 (0.51)	+411 (+0.13)	5,251 (3.32)	4,734 (2.93)	+517 (+0.39)	3,077 (2.04)	2,972 (1.96)	+105 (+0.08)
1000人あたりの不登校数	6.4人			33.2人			20.4人		

② 対策等

- (ア) スクールカウンセラー等を活用した教育相談体制の充実。
- (イ) 地区不登校等対策拠点校に配置された訪問相談担当教員による支援。
- (ウ) 不登校対策推進校の指定。
- (エ) 子どもと親のサポートセンターにおける教育相談等の充実。
- (オ) 通信制や三部制の定時制など、多様な学びの機会の整備。
- (カ) 千葉県版不登校対策指導資料集の作成・配付。
- (キ) 不登校対策支援チームの設置。

(4) 高等学校の中途退学

中途退学について、「学校生活・学業不適応」、「進路変更」を理由とするものが多い。

① 退学者数

	30年度(人)	中退率 (%)	29年度(人)	中退率 (%)	増 減	
全 国	48,594	1.4	46,802	1.3	+1,792	+0.1
千葉県	2,160	1.4	2,022	1.3	+138	+0.1

② 事由別中途退学者数

	学業不振			学校生活・学業不適応			進路変更			病気、けが、死亡		
	H30	H29	増減	H30	H29	増減	H30	H29	増減	H30	H29	増減
全国	3,771	3,576	+195	16,622	16,326	+296	17,155	16,234	+921	2,107	2,008	+99
千葉県	252	183	+69	871	895	-24	663	544	+119	120	99	+21
	経済的理由			家庭の事情			問題行動等			その他の理由		
	H30	H29	増減	H30	H29	増減	H30	H29	増減	H30	H29	増減
全国	988	832	+156	2,054	1,987	+67	1,826	1,835	-9	4,071	4,004	+67
千葉県	45	57	-12	85	85	±0	68	83	-15	56	76	-20

③ 対策等

(ア)「中学生の高校一日体験入学」の実施。

(イ) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制の充実。

(ウ) 地域連携アクティブスクールや通信制など、多様な学びの機会の整備。

(5) 自殺

自殺については、29年度と比較して、中学校、高等学校で増加している。

① 自殺者数

	30年度(人)				29年度(人)				増 減			
	小	中	高	計	小	中	高	計	小	中	高	計
全国	5	100	227	332	6	84	160	250	-1	+16	+67	+82

② 対策等

(ア)「いのちを大切にするキャンペーン」や教育相談体制の充実。

(イ) 教職員研修の実施。「児童生徒の自殺予防対策研修会」の実施。

(ウ) SOSの出し方に関する教育の指導資料の作成・配付。

(エ) 電話相談窓口を記載したリーフレットを全児童生徒へ配付。

(オ) SNSを活用した相談窓口を、県内の高校生を対象に、主に夏休み期間開設。